

バッテリーも要チェック!

寿命が過ぎていたら、ぜひ交換をご検討ください。

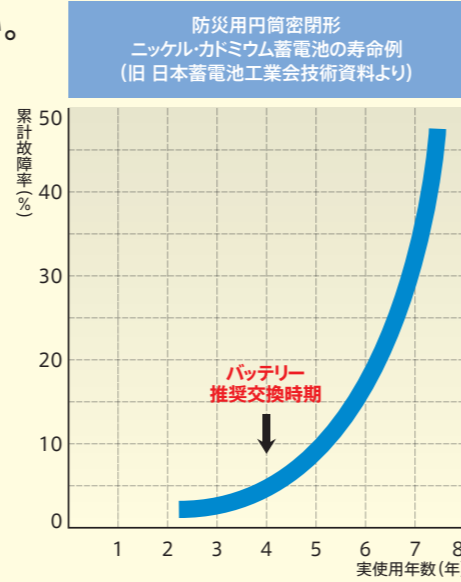
バッテリーの
推奨更新期間は
4年です!*



非常用放送設備は、停電時、10分以上バッテリーでの駆動が義務付けられています。定期点検で電圧が規格を満たしていても、経年変化で劣化が進んでいると消防法で規定された時間のあいだ放送できない場合があります。バッテリーの推奨更新期間は約4年です*。これを過ぎて使い続けると液漏れや発煙などの危険性もあります。



*平成21年4月、一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) 非常用放送設備専門委員会「非常用放送設備保守点検および更新のすすめ」より。



リニューアルのオススメは、環境に配慮した省電カタイプ。
他社製のリニューアルにも対応。

用途に合わせて、最適なリニューアル機種をお選びいただけます。

ラック型

多棟システムや多元放送に対応し、大規模施設の複雑な放送システムを自在に構築できます。

ラック型非常業務用放送装置
EM-E1500シリーズ
[最大2,880W、320回線]

- デジタルパワーアンプは、従来のアナログパワーアンプに比べて、消費電力を約60%削減。
※定格出力の1/8 (45W) 時、デジタルパワーアンプEM-A942D (360W) と、アナログパワーアンプEM-A364 (360W) の比較
- アンプ発熱量を約52%低減することで、空調設計の余裕増大に寄与。
※定格出力時、デジタルパワーアンプEM-A942D (360W) と、アナログパワーアンプEM-A364 (360W) の比較



壁掛型

設置性の良い薄型・軽量設計。プログラムタイマー機能内蔵で、定時放送に対応できます。

壁掛型非常業務用放送装置
EM-K150シリーズ

- 緊急地震速報受信時、非常放送よりも優先して自動的に放送可能です。※改正消防法に対応
- 無線機と連動させることで、離れた場所から建物内へ遠隔放送できます。※無線機はオプション
- 大学や工場などの多棟対応で、壁掛型/ラック型が混在したシステム構築もOK。



型名	出力	回線数
EM-K150-0810	80W	10回線
EM-K150-1610	160W	
EM-K150-2410	240W	
EM-K150-4010	400W	15回線
EM-K150-0815	80W	
EM-K150-1615	160W	
EM-K150-2415	240W	20回線
EM-K150-4015	400W	
EM-K150-0820	80W	
EM-K150-1620	160W	
EM-K150-2420	240W	
EM-K150-4020	400W	

長期間ご使用の設備は、故障リスクが高まります。
使用年数を確認、設備の更新をご検討ください。



●仕様および外観は改善のため予告なく変更することがあります。●写真と実際の商品の色とは、印刷の関係で多少異なる場合があります。●画面は1/4コマ合成です。●記載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。

今お使いの機種のご使用年数をお確かめください。

← 矢印は生産期間

使用年数10年以上で故障率が増加します。

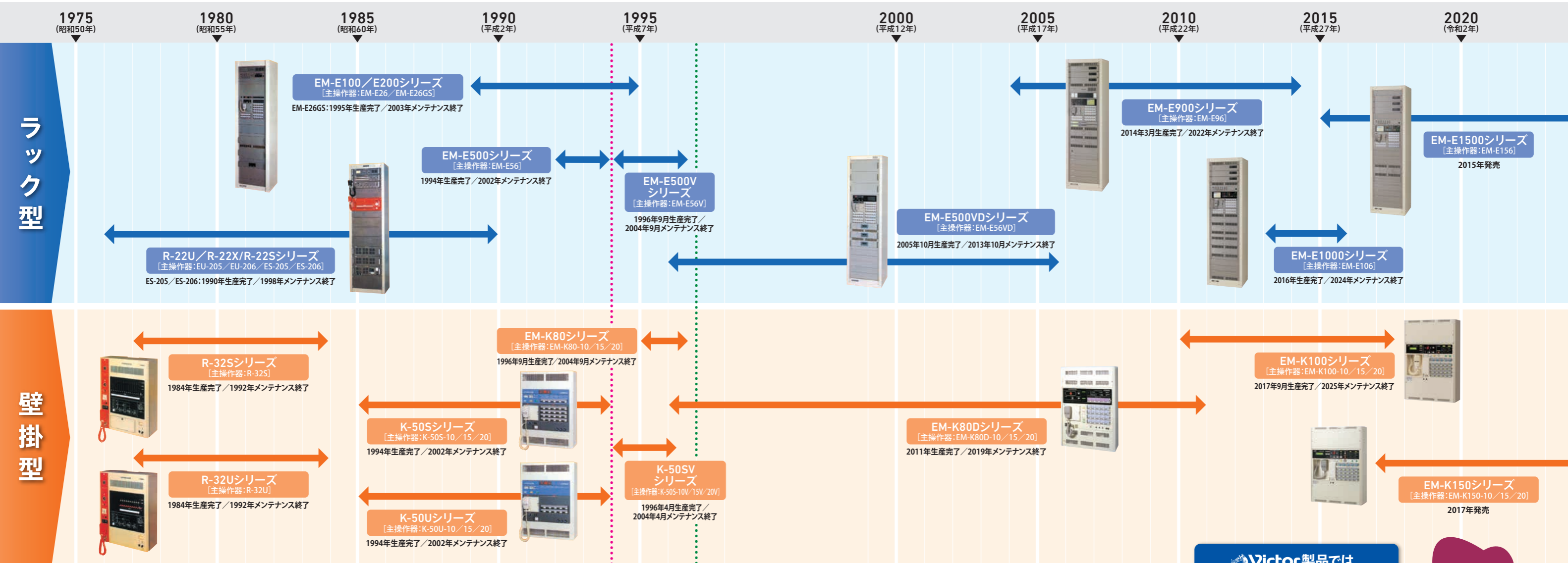
機器の劣化や磨耗は目に見えません。火災や地震時など、万一のときに、非常放送が行えないことも考えられます。

■ 設備の劣化により安全性が低下します。*

BGMは放送できても、いざというとき非常放送ができないことがあるなど、日常点検で見つけにくい劣化もあります。設備を適正な状態で運用するには、故障が発生した時点ではなく、推奨更新期間10~12年での入替えをお勧めします。

■ 安全確保や維持管理の義務があります。*

劣化などにより設備が正常に作動しなくなると、火災や地震などの際に被害が拡大します。そのため、建物の所有者や管理者には、設備の定期点検が義務付けられています。
※非常用放送設備の更新については、総務省消防庁予防課からも報告書が出ています。



1975年以前発売機種

- ラック型**
 - PAR-1000/2000シリーズ [主操作器: EM-101] (1973年生産完了/1981年メンテナンス終了)
 - PA-1100/2100シリーズ [主操作器: EU-202/EU-204] (EU-204:1976年生産完了/1984年メンテナンス終了)
- 卓上型**
 - PTBシリーズ [主操作器: PTB-30/80/100] (1973年生産完了/1981年メンテナンス終了)
 - ZEシリーズ [主操作器: ZE-300] (1977年生産完了/1985年メンテナンス終了)

1994年(平成6年) 音声警報化の基準設置

1997年(平成9年) 拡大鳴動対応の基準設置

1997年以前の機器が設置されている場合は、**リニューアルのご検討**が必要です!

Victor製品では、赤や青のパネル部を持つ設備は入れ替え時期を経過しています!



更新のポイント!

① メンテナンスの打ち切り

当社では生産完了後8年間をめぐりに補修用部品の保有をしています。その期間を過ぎると供給が困難となり、メンテナンスが不可能になる場合があります。

② 音声警報化への対応

1994年(平成6年)に消防法施行規則が改正されたことにより、非常放送設備の音声警報化の基準が設けられました。最新機種では、従来のサイレンによる警報ではなく、「何が起きたのか?」「どうすればいいのか?」といった情報を音声で提供できます。非常時に的確な情報伝達と避難誘導が可能です。

③ 拡大鳴動対応

1997年(平成9年)の自治省令改正に伴い、多層階ビルにおける火災時に一定時間経過した場合、ビル内の全区域に自動的に警報を発することが定められました。最新機種は、この拡大鳴動に対応し、ビル管理者の安全確保義務をより高めることができます。



④ 緊急地震速報への対応

2009年(平成21年)公布の省令により、非常放送よりも優先して緊急地震放送が可能となりました(放送装置内蔵の固定メッセージ)。何秒後に地震が来るかお知らせするカウントダウン放送は上記省令外になりますが、緊急放送に登録できる機種なら、チャイムやアナウンスなどよりも優先して放送できます。



⑤ 多言語に対応

音声警報メッセージは、最新機種では日本語または日本語+英語の放送が可能。別途提供の多言語対応CFカードに交換することにより、4か国語または3か国語に対応可能です。
*導入にあたっては、所轄の消防署の許可を得る必要があります。